

富士宮市空き店舗等対策事業補助金を申請される方へ

補助金を申請される方は、以下の事項を必ず確認し内容に同意の上、申請してください。

1 補助金の交付決定について

(1) 補助金交付申請書を提出しただけでは、補助金の交付決定とはなりません。

書類審査のため、交付決定までに1ヵ月程度かかる場合があります。

(2) 補助金の交付決定を受ける前に工事に着手した場合や、備品を納入した場合は、補助対象外となります。

※特に注意してください※

「申請したから工事を始めてよい」ということではありません。必ず補助金の交付決定を受けてから工事の着手や備品の発注を行ってください。

2 補助対象となる経費について

補助金の対象経費は、次のいずれかです。

・改修工事費 ・店内備品の購入費

なお、施工業者及び備品購入先は、市内事業者を選定していることが条件となります。

3 関係法令・必要な手続きについて

下記等の関係法令を確認し工事着工及び営業開始前に必要に応じて手続きを行ってください。

具体例	関係法令等	問い合わせ先	電話番号
店舗の改装・改築	建築基準法	市建築住宅課	0544-22-1229
看板の設置・屋外装飾	市景観計画	市都市計画課	0544-22-1408
※駅前通り商店街・中央商店会・神田商店街は、市景観計画重点地区です。必ず確認してください。			
新たな物件の借用・購入 消火器等消防設備の確認	消防法	市消防本部予防課	0544-22-1199
※すべての業種において、消防法等に基づく確認・届出が必要です。必ず確認してください。			
飲食の提供	食品衛生法	富士保健所 (富士健康福祉センター衛生業務課)	0545-65-2154
旅館業・民泊(住宅宿泊事業)の届出	旅館業法 宿泊新法		

4 申請内容を変更・取り消す場合

補助金の交付申請後に、下記の内容は、発生した場合は、直ちに担当課へ連絡してください。

・工事内容の変更 ・事業内容の変更 ・事業の中止・取りやめ

5 商店街振興組合(商店会)への加入・協力について

補助事業を実施する方は、実績報告の提出までに、所属する商店街振興組合(商店会)への加入の手続きを行ってください。

6 実績報告書の提出について

補助金の実績報告(改装が完了した報告)は、改装工事完了後、速やかに提出してください。

7 事業報告書の提出について(実績報告をした年の年度末及びその翌年の計2回)

補助事業の継続性や事業状況を確認するため、店舗営業状況などの提出してもらいます。

空き店舗等対策事業補助金の事務手続きについて

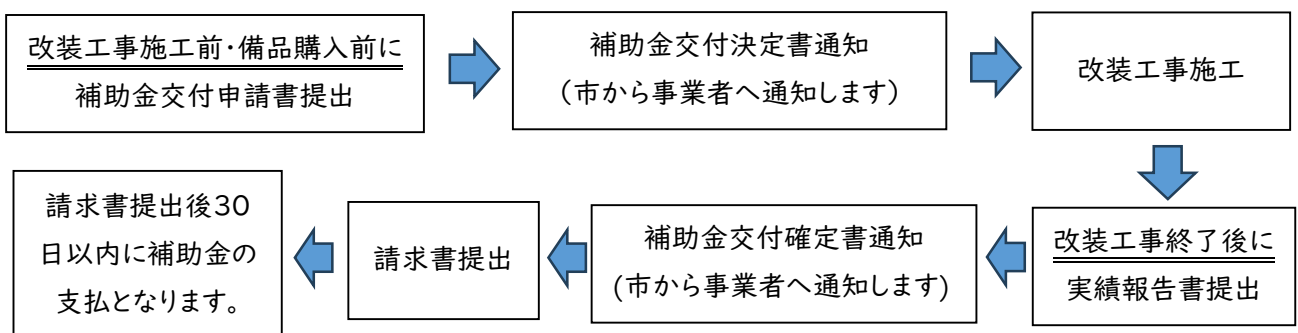
1 補助金申請時の提出書類

- ① 補助金交付申請書
- ② 収支予算書 *税抜表示
- ③ 事業計画書
- ④ 施工前の写真
- ⑤ 改装工事・備品購入の際の見積書
- ⑥ 住民票謄本の写し(法人の場合は登記事項証明書)
- ⑦ 市税完納証明
- ⑧ 経営にかかる誓約書

2 補助事業実績報告時の提出書類

- ① 補助事業実績報告書
- ② 収支決算書
- ③ 商店街振興組合等加入証明書
- ④ 施工後の写真
- ⑤ 賃貸借契約書の写し
- ⑥ 改装工事施工業者との契約書の写し
- ⑦ 改装・備品購入代金に係る領収書の写し
- ⑧ 改装工事施工業者・備品購入業者の住民票抄本の写し
(法人の場合は登記事項証明書の写し)
- ⑨ 建築確認通知書の写し(空き地利用の場合のみ)

3 補助金の支給までの流れ



問い合わせ

富士宮市役所 商工振興課
0544-22-1295